

識、技能をもつて援助する働きです。

二、養護・訓練に関する研修講座

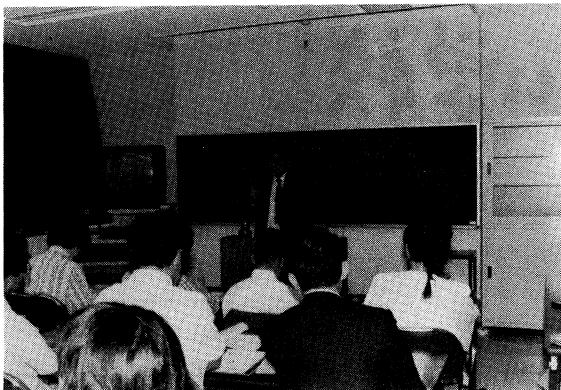
今年度、当養護教育センターで行う養護・訓練に関する研修講座は、次のとおりです。

(一) 養護・訓練研修講座

児童・生徒の障害の多様化に応じた「養護・訓練」の指導原理と方法について専門的知識、技能の習得を図り、専門的な資質の向上に資することをねらいとして、視覚障害、精神薄弱、情らいとして、視覚障害、精神薄弱、情緒障害の各講座が、設けられています。

(二) リハビリ研修講座

養護・訓練、特に肢体不自由を併せもつ重複障害児の運動機能の向上に関する講演



養護・訓練研修講座（情緒障害）講演

三、養護・訓練に関する施設・設備

当養護教育課、郡山療育園及び当センター「養護・訓練」の職員等がこれに当たり、講演、講義、演習、研究協議、見学等の方法により専門的な研修を行うことになっています。

護教育課、郡山療育園及び当センターの職員等がこれに当たり、講演、講義、演習、研究協議、見学等の方法により専門的な研修を行うことになっています。



心身の適応 心の交流を求めて

(四) 意思の伝達に関するもの

意思の伝達には、各種の検査器具や訓練装置の設備がある言語訓練室で、職業能力検査室が主に利用できます。また、カルタ遊びや絵カード等を使用しての集団での訓練には第二養護訓練室が利用しやすくなっています。更

に、目的によつては、他の施設を利用して、楽しい遊びやゲームを取り入れながら、明るい雰囲気の中で、言語の受容技能、形成能力、表出技能の習得及び改善を図ることも大切です。

(二) 感覚機能の向上に関するもの

カウンセリングを通して心の解放を図ることもできます。

おわりに

以上のように、当養護教育センターには、教育相談や研修講座のための施設、設備が数多く整っております。

これらの施設、設備は、養護・訓練に関するもので、十分活用できるようになりますが、当養護教育センターは、継続的に養護・訓練を実施するための施設、設備が数多く整っております。

これらの施設、設備は、養護・訓練に關しても十分活用できるようになりますが、当養護教育センターは、継続的に養護・訓練を実施するための施設、設備が数多く整っております。

この施設、設備が数多く整つてあります。これらの施設、設備を利用して、第一養護訓練室が主に利用できるほか、運動遊具類の設備のある総合観察室、更には、作業用器具類の整つてある職業能力検査室等が、

その訓練目的に応じて利用できます。

肢体の基本動作の習得及び改善に関するものでは、主に第一養護訓練室で、生活の基本動作は各室を利用しています。

作業の基本動作の習得及び改善に関するものでは、職業能力検査室が主に利用できるようになっています。

作業の基本動作の習得及び改善に関するものでは、職業能力検査室が主に利用できるようになっています。